

岐阜市立女子短期大学 岐阜市役所内インターンシップ制度規程

(制定 令和5年6月28日)

改正 令和7年3月26日

(趣旨)

第1条 この規程において、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）の学生に対する、岐阜市役所（以下「市」という。）内及び岐阜市の財政援助団体（以下「外郭団体」という。）の職場における業務体験等のインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、本学学生の進路支援において、公務員志望の学生に対し、市及び外郭団体のインターンシップを通じて、学生自身の公務適正の判断や就職活動に有為となる経験を積ませることで、公立短期大学として、公的分野への人材輩出を円滑に行うことを目的とする。

(対象学生)

第3条 本学の正課程の学生のうち公務員試験を受験する意向の学生とする。

(受入部署)

第4条 本学は、学科の教育内容等をふまえ、市及び外郭団体において、学生が業務等を経験するにふさわしい部署に対し、学生の受入を調整する。

(参加学生)

第5条 インターンシップを希望する学生は、本学から学生に、市及び外郭団体へのインターンシップの募集案内が提示された後に、本学が指定する申込期日までに所属学科の厚生進路委員会委員を通じて学長あて岐阜市役所内インターンシップ申込書（別紙1）を提出する。

- 2 市及び外郭団体の受入れ先の部署（以下「受入部署」という。）の受入れ可能人数を超える申込があった場合は厚生進路委員会において調整及び抽選する。
- 3 厚生進路委員会は、参加学生の決定を学長に報告するとともに、学生に対し参加の可否等を通知する。

(インターンシップ実施期間)

第6条 原則として、後期試験が終了した後の春季休業中の2月において、受入部署が本学と協議し定める期間とする。

（インターンシップ実施時間）

第7条 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までを基本とする。なお、受入部署のインターンシップの内容により変更がある場合はその時間とする。

（人数及び内容）

第8条 インターンシップの人数及び内容は、原則、受入部署が本学に提示する人数及び内容とする。

- 2 学長は受入部署に対して、岐阜市役所内インターンシップ経験内容計画書（別紙2）を学長あて、本学が指定する日までに提出するよう求める。

（服務等）

第9条 参加学生は、インターンシップ時間中は専ら所定の業務に従事し、目的の達成に努めなければならない。

- 2 参加学生は、業務経験時間中、市職員が遵守すべき法令、条例等の遵守に努め、参加学生の指導、監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- 3 参加学生は、市の名誉を毀損するような言動を行ってはならない。
- 4 参加学生は、業務経験により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。
- 5 参加学生は、業務経験の成果として論文等を外部へ発表等する場合は、事前に学長の承認を得なければならない。
- 6 参加学生は、病気等のため予定されていた業務に就くことができない場合は、指導担当者にその旨連絡しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事後速やかに行わなければならない。

（誓約書）

第10条 インターンシップの参加が決定した学生は、誓約書（別紙3）を学長に提出する。

- 2 学長は、前項の規定により提出された誓約書の写しを受入部署に提供する。

（報酬・対価）

第11条 参加学生への報酬・対価は無償とする。

（保険）

第12条 インターンシップ期間中の事故及び損害等の補償のため、参加学生は、インターン

シップ賠償責任保険に加入しなければならない。

（インターンシップ修了報告）

第13条 参加学生は、インターンシップ修了後、インターンシップ修了報告書（以下「報告書」という。）（別紙4）を所属学科の厚生進路委員会委員を通じて、学長及び学科長に提出する。

2 学長は、受入部署の要望に応じて受入部署に報告書の写しを提出する。

3 学科長は、報告書を、当該学生の学修ポートフォリオの担当教員に共有し、担当教員は、面談時に必要となる指導を行う。

（単位認定対象）

第14条 学科は、別紙2の経験業務内容等を考慮し、インターンシップ修了者に対して、学科の判断により単位認定の対象とすることができる。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、岐阜市役所内インターンシップ制度について必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1 （第 5 条関係）

年 月 日

岐阜市立女子短期大学 岐阜市役所内インターンシップ申込書

（あて先） 岐阜市立女子短期大学 学長
（厚生進路委員会扱い）

学 科・学 年_____

学籍番号・氏名_____

私は、本学の岐阜市役所内インターンシップに以下のとおり申し込みます。
当申込書に記載の情報が、受入部署に提供されることを承諾します。

自宅住所	
連絡先（携帯電話）	電話
希望する部署（課） 名	第1希望 第2希望 第3希望
公務及び上記部署 を希望する理由	
自己アピール	

別紙 2（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先） 岐阜市立女子短期大学 学長

岐阜市立女子短期大学 岐阜市役所内インターンシップ経験内容計画書

参加学生氏名 (決定後記載)		
受入部署名	部 課	(係等)
指導担当者名	氏名 職位	内線
経験業務 タイムテーブル	業務内容（プログラム）	場所
月 日 時 ～ 時		

※業務内容を具体的に記入してください。

インターンシップ受入部署名 _____

受入部署課長（所属長）名 _____

別紙3（第10条関係）

年 月 日

（あて先） 岐阜市立女子短期大学 学長

誓 約 書

岐阜市立女子短期大学

学科名・学年 _____

学籍番号・氏名（自署） _____

私は、岐阜市立女子短期大学岐阜市役所内インターンシップに参加するにあたり、下記事項を順守し、受入部署が定める業務に専念することを誓約します。

この誓約書の写しを受入部署に提供することに同意します。

記

- 1 この誓約書及び法令、岐阜市の条例等を誠実に守ります。
- 2 インターンシップ期間中に知り得た情報については、期間中及び終了後も一切他言しません。
- 3 無断撮影及び図面、文書、物品等の無断持ち出しはしません。
- 4 受入部署の指導担当者の指揮及び監督に従います。
- 5 職場秩序を守り、岐阜市立女子短期大学学生として品位品格を損なうことはしません。
- 6 無断で欠席、遅刻及び早退はしません。
- 7 業務の都合上、インターンシップの日程及び時間の変更がある場合には、これに従います。
- 8 故意又は過失により岐阜市に損害を与えたときは、その責を負います。
- 9 インターンシップ参加に先立ち、損害保険及び損害賠償保険に加入します。

別紙 4（第 1 3 条関係）

年 月 日

岐阜市立女子短期大学 岐阜市役所内インターンシップ修了報告書

（あて先） 岐阜市立女子短期大学 学長
（厚生進路委員会扱い）

学 科・学 年_____

学籍番号・氏名_____

私は、岐阜市役所内インターンシップに下記のとおり参加した結果を報告します。

日程	令和 年 月 日 ～ 月 日
担当部署名 担当指導者名	
経験業務から 得たこと 学んだこと	
経験をどのよ うに生かすか	

※この用紙に書ききれない場合は、別紙を作成してください。